

お取引|確認書（投資信託・国債・外貨預金・仕組預金・金融商品仲介）

受付日	年 月 日										・契約締結前交付書面 ・目論見書、目論見書補完書面 ・商品説明書 受領印兼内容ご確認印	
お名前	運用管理者※（未成年の場合）											
取引店番					投 信 口 座 番 号							

元本変動リスクのある商品とは、投資信託（MRFを除く）、投資一任運用商品（ラップ口座・SMA）、国内債券（個人向け国債を除く）、金融商品仲介業務における有価証券取引、生命保険商品（円建定額・医療を除く）、外貨預金、仕組預金、実績配当型金銭信託等、**円元本が変動する商品**のことを指します。

お客さまに以下の項目についてご確認いたします。

●お客さまのご年齢は

☐ 74歳以下 ☒ 75歳以上

（75歳以上のお客さまにお伺いいたします。）

お申込手続きの前に、ご家族さま（本日ご同席がある場合は其他のご家族さま）へ購入予定の商品の説明をご希望されますか？

☐ 希望します（本日購入手続きはできません。希望するご家族さまへのご説明の後、購入手続きを承ります）
☐ 希望しません

●以下の点について、ご確認いたします。

1. 今回の申込資金の原資についてお伺いします。

☐ 投資信託解約資金、保険満期金、定期預金など
☒ 保険解約資金（他社での保険契約も含む）、普通預金

2. 今回の投資信託等の購入に際し、当社の担当者と保険契約の解約についてご相談されましたか？

☐ 相談していない
☒ 相談した

☐ 私は以下1～5の全項目について説明を受け、内容を理解し、確認いたしました。

- 保険契約を解約する場合、ご契約を元の状態に戻すことができなくなる
- 解約返戻金額が払込保険料を下回る場合がある
- 保険契約の解約により、死亡保障（ステップアップ死亡保障も含む）や受取額の保証がなくなる
- 商品によっては、解約の際に解約控除や市場価格調整がある
- 一定期間契約継続後に発生する権利を失う場合がある

なお、解約返戻金額や保障内容などの詳細な契約内容については、保険会社のコールセンターにお問い合わせください。

（銀行使用欄）

受 付 者 チェ ッ ク 項 目		チェック内容
外貨預金の場合 ⇒「取引報告書」(契約締結時交付書面)の交付方法を確認	店頭受付時	☐ 顧客に手交済
	預り時	☐ 預り証等へ別途記載（No. ）
高齢者取引確認欄	75歳以上の場合（全件）	☐ 事前確認実施済（実施日： . . ） ☐ 事前承認実施済（実施日： . . ）
	80歳以上の場合	☐ 「意向確認書・申込書」徴求済であること ☐ 受注後、当社にて注文伝票代理起票済であること
上記2. 保険契約の解約について「相談した」に該当の場合		☐ 「保険解約を前提とした乗換勧誘記録書」を作成済であること
全ての取引		☐ 該当する確認項目に全てチェックしていること、不要な項目にチェックしていないこと

責任者チェック項目 ※該当手続がない場合はチェック不要	チェック内容
75歳以上高齢者取引の場合	☐ 事前確認・事前承認の実施日付を確認
リスク資産50%超の場合	☐ お客さまカード「[2] 今回の運用に関する意向」>「リスク資産の状況」欄で50%超の取引について、問題ないことを確認

備考
☐ダイレクト取引予定 ☐相続手続
（上記に該当の場合、「確認事項（取引監査用）」添付なし）

内 管 責	証 印 ※	印 鑑 照 合	受 付
-------------	-------------	------------------	--------

※75歳以上高齢者取引、リスク資産50%超の場合に押印
事前確認・事前承認の実施日付を確認すること

重要事項に関するご確認

【全商品共通】

- ☐ 私は、購入商品の契約締結前交付書面（「目論見書」・「目論見書補完書面」、「商品説明書」及び関連規定）の交付および説明を受けるとともに、次の事項を理解・確認いたしました。
- 商品の仕組みや投資対象、商品に係る手数料や費用等のお客さまが支払う対価
 - 金利・為替・株価等の指標の変動により、投資元本を割り込む可能性があること
 - 中途解約の可否（クローズド期間等）および解約時の利息・手数料の計算方法
 - 商品に係る税金の概要
 - 当社の概要や連絡方法、金融 ADR 制度について
 - 投資した資産の価値の減少等のリスクは、お客さまご自身の負担となること
 - クーリングオフの適用がないこと

＜お客さまがご購入される商品に応じてご確認ください＞

【投資信託・国債】

- ☐ 私は、次の説明を受け、内容を理解し、確認いたしました。
- 預金保険および投資者保護基金の対象ではないこと
 - 当社が委託を受けて販売している商品であり、当社が運用している商品ではないこと
 - 預金のような元本保証および利回りの保証はないこと
 - 組み入れられている有価証券発行者の信用状況（発行者の事業内容、財務等の経営状況）の変化により、基準価額等が上下し、投資元本を割り込む可能性のあるリスク
 - 商品の終了の事由

【投資信託のみ】

- ☐ 私は、次の説明を受け、内容を理解し、確認いたしました。
- 購入代金に応じた申込手数料（「お申込手数料概算額計算シート」にて説明済）・解約手数料の金額、購入後の費用（信託報酬、信託財産留保額等）
 - 投資信託の保有期間が長期に及ぶほど申込手数料の1年あたりの負担率が逡減していくこと
 - 特定口座のお客さまが投資信託を購入される場合、特定口座での買付となること
 - 一般口座の銘柄を特定口座に組み入れることはできないこと。また、一般口座預かり銘柄の売却時は原則確定申告が必要となること
 - 毎月分配型投資信託の収益分配金に関する仕組み（該当商品購入時）
 - （NISA 口座を利用する場合）NISA 口座でのお取引に関するご留意事項

【通貨選択型投資信託購入時のみ】

- ☐ 私は、本商品に関し、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクがあること、特に、以下の商品特性、リスク特性について目論見書に基づき説明を受け、内容を理解し、確認いたしました。
- 投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となり、逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となる
 - 「選択した通貨」（コース）の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」が期待できるが、逆に、「選択した通貨」（コース）の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が発生すること
 - 「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響により、「選択した通貨」の対円レートが上昇（円安）した場合は、為替差益を得ることができるとが、逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落（円高）した場合は、為替差損が発生すること（円ヘッジコースの場合を除く）
- なお、1.～3.の事項について同時に生じることにより、損失が拡大する可能性もあります。

【外貨預金のみ】

- ☐ 私は、次の説明を受け、内容を理解し、確認いたしました。
- 預金保険の対象ではないこと
 - 信用リスクに関する事項（当社の業務または財産の状況の変化を直接の原因として元本割れが生じるリスク）

【仕組預金のみ】

- ☐ 私は、別添の「契約締結前交付書面受領確認書（特約付自由金利型定期預金）」の説明を受け、内容を理解し、確認いたしました。

【金融商品仲介（商品購入時）のみ】

- ☐ 私は、次の説明を受け、内容を理解し、確認いたしました。
- 委託金融商品取引業者の概要や連絡方法
 - 三井住友信託銀行がお客さまと委託金融商品取引業者との金融商品取引の仲介を行うものであり、外貨建て債券の取引の主体は、お客さまと委託金融商品取引業者となる

【全商品共通】

- ☐ 私は、上記の説明を受け、確認したことで、今回取引する商品が、私の投資、運用に対する考え方に適していることを確認いたしました。

見本

●右記の質問につき「し」回答ください。